



令和3年5月24日

庁議資料

東京都及び区市町村の東京都滞納整理職員併任に関する協定書

「東京都滞納整理職員の区市町村派遣に関する要綱」第15条に基づき、東京都（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（併任職員及び併任期間）

第1条 甲と乙との間において併任する職員（以下「都併任職員」という。）は、次のとおりとする。

都併任職員氏名 [REDACTED]（東京都主税局徴収部個人都民税対策課主事）

都併任職員氏名 [REDACTED]（東京都主税局徴収部個人都民税対策課主事）

都併任職員氏名 [REDACTED]（東京都主税局徴収部個人都民税対策課主事）

都併任職員氏名 [REDACTED]（東京都主税局徴収部個人都民税対策課主事）

2 併任期間は令和3年6月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、甲乙協議の上、当該職員の併任を取り消し、又は併任期間を延長することができる。

（身分及び能力実証）

第2条 乙は、前条に規定する甲の職員を乙の職員に併せて任命するものとする。

2 乙は、併任の発令をしたときは、乙は速やかに発令事項を甲に通知するものとする。

3 乙において都併任職員の能力実証は要しないものとする。

（従事事務）

第3条 都併任職員は、併任期間中は、併任先の滞納整理事務に併せて従事する。

2 前項の場合において、都併任職員は、併任先の徴税吏員証を受領し、併任期間終了後は速やかに返却するものとする。

3 都併任職員は、原則として甲に在席し、甲の命による職務に従事する。ただし、乙の滞納整理事務に従事する必要が生じた場合は、乙の徴収担当課長が甲の徴収担当課長に依頼し、甲の徴収担当課長の承認を受けて、乙の滞納整理事務に従事するものとする。

（勤務条件）

第4条 併任期間中の都併任職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、甲の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を適用する。

2 出退勤の管理、年次有給休暇等の承認等は、甲において行うものとする。

(給与)

第5条 都併任職員の給与等については、甲の「職員の給与に関する条例」に基づき甲がその負担において支給する。

2 派遣先団体の命令に基づく派遣職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当は、甲が当該派遣職員に支給する。

(旅費)

第6条 都併任職員の業務に係る旅費は、甲の「職員の旅費に関する条例」に基づき甲がその負担において支給する。

(共済組合)

第7条 都併任職員は、併任期間中においても、東京都職員共済組合の一般組合員とする。

(福利厚生事業)

第8条 都併任職員は、併任期間中においても、一般財団法人東京都人材支援事業団の会員(正会員)とする。

(公務災害補償)

第9条 併任期間中の都併任職員の公務災害補償は、甲の長と乙の長の協議に基づき、甲の長及び乙の長がそれぞれ行うものとする。

(分限及び懲戒)

第10条 併任期間中の都併任職員の分限及び懲戒は、甲の長と乙の長の協議に基づき、甲の長及び乙の長がそれぞれ行うものとする。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

以上の協定を証するため、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年5月18日

甲 東京都
東京都知事

小池 百合子



乙 狛江市
狛江市長

松原 俊雄

